



目 次		ページ
規 則		
◎高知県産業人材定着支援基金条例施行規則		1
告 示		
○救急病院の認定	(医療政策課)	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障害保健福祉課)	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出	(")	12
○地籍調査の事業計画の一部変更	(用地対策課)	13
○国土調査の成果の認証	(")	13
○道路の区域変更	(道 路 課)	13
○道路の供用開始	(")	13
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課)	(12・26掲示) 13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14

規 則

高知県産業人材定着支援基金条例施行規則をここに公布する。
平成29年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第1号

高知県産業人材定着支援基金条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、高知県産業人材定着支援基金条例（平成28年高知県条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づき、支援金（条例第5条に規定する支援金をいう。以下同

じ。）の交付その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育施設)

第2条 条例第5条第1号の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第1項の大学と同等以上の教育施設として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 法第104条第1項の大学に置かれる専攻科、大学院の修士課程（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条の修士課程をいい、同令第4条第4項の前期2年の課程及び同項ただし書の2年を超えるものとした前期の課程を含む。）又は大学院のうち専門職大学院

(2) 法第108条第2項の大学又は法第115条第1項の高等専門学校に置かれる専攻科（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項に規定する専攻科として独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が認定したものに限る。）

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程
(卒業の時期の特例)

第3条 法第104条第1項の大学に置かれる大学院の博士課程（大学院設置基準第4条の博士課程をいう。以下同じ。）を修了した者の学位規則第4条第1項の規定による博士の学位の取得（大学院設置基準第17条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する博士課程の修了の要件のうち大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することの要件のみを満たさなかった者が大学院を退学することを含む。）については、条例第5条第2号、第7条第1項第1号及び第9条第1項第1号に掲げる大学等（条例第5条第1号に規定する大学等をいう。以下同じ。）を卒業後6月以内である要件に係る卒業とみなす。
(公務員等の除外)

第4条 条例第5条第2号に規定する就職には、国、公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人をいう。以下この条において同じ。）、公庫等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等をいい、公共法人を除く。以下この条において同じ。）又は国若しくは普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人、一般財団法人若しくは株式会社（公共法人及び公庫等を除く。）の職員となることを含まないものとする。
(支援金の総額の限度)

第5条 条例第6条第3項の大学等の在学中に貸与を受けた学資金（条例第5条に規定する学資金をいう。以下同じ。）の総額の算定に当たっては、大学等の在学中に学資金の貸与を受けた期間のうち72月に係る学資金の総額を限度とする。この場合に

において、当該72月の決定については、知事が別に定める。

2 前項の規定により大学等の在学中に学資金の貸与を受けた期間が72月を超えていた場合において学資金の総額の限度とする72月が決定されたときは、条例第6条第1項に規定する返還月額及び返還想定月額は、当該72月に係る学資金の返還に係るものに限り対象とするものとする。

3 条例第6条第3項の25,000円に乗じる月数は、大学等の在学中に学資金の貸与を受けた期間のうち72月を限度とする。
(支援候補者の申請手続)

第6条 条例第7条第1項の支援候補者（条例第5条第4号に規定する支援候補者をいう。以下同じ。）の決定を受けようとする者は、別記第1号様式による支援候補者資格申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(1) 大学等の成績証明書（機構（条例第1条に規定する機構をいう。以下同じ。）から学資金の貸与を受けていた間のもの及び卒業時の直近のものに限る。）及び第3条の規定の適用を受ける者にあつては、博士課程での直近の成績証明書

(2) 機構が発行した貸与奨学金返還確認票の写し（機構から貸与を受けた学資金の総額及び条例第6条第1項に規定する返還想定月額を確認することができるものを含む。）及び申請前から学資金を返還している者にあつては、機構への学資金の返還状況を証明する書類

(3) 条例第5条第2号に規定する会社又は個人事業者（第12条第2号において「会社等」という。）への就職を予定している者にあつては、内定通知書の写しその他県内において就職（条例第5条第2号に規定する就職をいう。第8条第1項において同じ。）をすることを証明する書類

(4) 県内において自ら事業を開始しようとする者にあつては、そのことを確認することができる書類
(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

2 前項に規定する申請の期限によることが困難であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に期限を定めるものとする。
(支援候補者の決定等の通知)

第7条 知事は、条例第7条第2項の規定による申請を受理したときは、別に定める方法により選考の上、支援候補者として決定した者にあつては別記第2号様式による支援候補者資格承認決定通知書により、支援候補者として決定しなかった者にあつては別記第3号様式による支援候補者資格不承認決定通知書により、速やかにその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
(就職時等の報告書の提出)

第8条 条例第7条第1項の規定により支援候補者として決定を

受けた者は、県内において就職をしたとき（当該決定を受けたときに、現に県内において就職をしている場合を含む。）にあっては別記第4号様式による就業開始報告書を、機構への学資金の返還を開始したときにあっては別記第5号様式による学資金返還開始報告書をそれぞれ知事に提出しなければならない。

2 前項の就業開始報告書には、住民票の写しを添えなければならない。
（毎年度の報告手続）

第9条 条例第8条第1項の規定による知事への報告は、別記第6号様式による現況報告書により前年度における就業状況及び機構への学資金の返還状況について4月末日までにしなければならない。

（変更等の届出手続等）

第10条 条例第8条第2項の規定による知事への届出は、次の各号のいずれかに該当した場合において、別記第7号様式による変更等届出書によりしなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 病気その他の理由により1月以上継続して休職したとき。
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により産前産後の休業をするとき。
- (4) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条第1項の規定に基づき育児休業をするとき。
- (5) 離職したとき（離職の原因が雇用されていた会社が倒産し、又は個人事業者が廃業したことに伴うものである場合を含む。）。
- (6) 機構から学資金の返還を猶予されたとき。
- (7) 機構から前号の猶予を取り消されたとき。
- (8) 機構から学資金の返還を免除されたとき。
- (9) 第8条第1項の就業開始報告書により報告した事項に変更が生じたとき。
- (10) 第8条第1項の学資金返還開始報告書により報告した事項に変更が生じたとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、条例第8条第1項の規定により報告した事項に変更が生じたとき。

2 知事は、前項の届出があった場合において、当該届出の内容等を確認する必要があると認めるときは、住民票の写しその他必要な書類の添付を求めることができる。

3 支援候補者は、支援金の交付を辞退しようとするときは、別記第8号様式による支援金交付辞退届を知事に提出しなければならない。

（支援候補者の資格の取消しの通知）

第11条 知事は、条例第9条第1項の規定に基づき支援候補者の

資格を取り消したときは、別記第9号様式による支援候補者資格取消し通知書により直ちに当該支援候補者に通知するものとする。

（支援金の交付の申請手続）

第12条 条例第10条第1項の規定により支援金の交付を受けようとする支援候補者は、別記第10号様式による支援金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、就業期間（条例第6条第1項に規定する就業期間をいう。以下この条において同じ。）が4年又は8年に達した日から3月以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 機構への学資金の返還状況を証明する書類
- (2) 会社等に雇用されている支援候補者にあつては、会社等が作成した継続雇用を証明する書類
- (3) 自ら事業を営む支援候補者にあつては、当該事業を開始した年度（就業期間が8年に達した日後の申請にあつては、就業期間が4年に達した日後の申請において提出した年度のものの次年度）から支援金の交付を受けようとする年度の前年度までの確定申告書の控えの写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

（支援金の交付の決定の通知）

第13条 知事は、条例第10条第1項の規定による支援金の交付を決定したときは、別記第11号様式による支援金交付決定通知書により速やかに当該支援候補者に通知するものとする。

（支援金の交付の取消しの通知）

第14条 知事は、条例第11条の規定に基づき支援金の交付を取り消したときは、別記第12号様式による支援金交付決定取消し通知書により直ちに当該被交付者（同条に規定する被交付者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

（支援金の返還の猶予の手続）

第15条 条例第12条第1項の規定に基づき支援金の返還の猶予を受けようとする被交付者は、別記第13号様式による支援金返還猶予承認申請書を前条の通知を受けた日から10日以内に知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の支援金返還猶予承認申請書を受理した場合において、支援金の返還の猶予を承認したときは、別記第14号様式による支援金返還猶予承認通知書により速やかに当該被交付者に通知するものとする。ただし、当該支援金の返還を猶予することができる期間は、前項の規定による申請を受理した日から3年を超えることができない。

（支援金の分割返還の申請等）

第16条 条例第12条第2項の規定に基づき支援金の返還の分割納付をしようとする被交付者は、別記第15号様式による支援金返還分割納付承認申請書を前条第2項の支援金返還猶予承認通知書を受け取った日から10日以内に知事に提出しなければならない

い。

2 知事は、前項の支援金返還分割納付承認申請書を受理した場合において、支援金の返還の分割納付を承認したときは、別記第16号様式による支援金返還分割納付承認通知書により速やかに当該被交付者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた被交付者は、前条第2項の通知により支援金の返還を猶予された期間内に、半年賦の均等払方式により当該支援金を返還しなければならない。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

4 支援金の返還の分割納付に伴う利息は、これを付さないものとする。

（延滞利子）

第17条 条例第13条第1項の規定により延滞利子を徴収する場合において、同項の規定により計算した延滞利子の額に100円未満の端数があるとき又は延滞利子の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てるものとする。

2 条例第13条第3項の規定に基づき延滞利子を減額し、又は免除するときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害等の理由により返還すべき日までに支援金を返還することができなかつたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、返還すべき日までに支援金を返還することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

3 条例第13条第3項の規定に基づく延滞利子の減額又は免除は、知事が特に認めるときを除き、延滞利子の減額又は免除を受けようとする被交付者（当該債務を相続した者を含む。）からの申請により行うものとする。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、支援金の交付その他条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**別記
第 1 号様式** (第 6 条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
生年月日
電話番号

㊞

支援候補者資格申請書

高知県産業人材定着支援基金条例第 7 条第 1 項の支援候補者の決定を受けたいので、同条第 2 項及び高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第 6 条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

在学中の 大学等	区分	名称	学部、学科等	在学期間	
	(1)			年 月 日～ 年 月 日	
	(2)			年 月 日～ 年 月 日	
卒業予定年月日		年 月 日			
卒業後の 就職予定	就職予定年月日	年 月 日			
	就職 予定先	会社に 雇われる場 合	社名		
			本社又は本店の所 在地		
			代表者の職・氏名		
			電話番号		
	個人事 業者 に 雇 わ れ る 場 合	屋号等			
		主たる事務所又は 事業所の所在地			
		事業者の氏名			
		電話番号			
	自ら事 業を 開 始 す る 場 合	業種等			
事業の概要					
事務所又は事業所 の所在地					
上記を志望 した理由					
学資金の 貸与状況 等	(1)	貸与額	月額	円 (総額 円)	
		貸与期間	年 月 日～ 年 月 日		
		返還 予定	月賦返還の場合	月賦額	円
			併用返還の場合	月賦額	円・半年賦額 円

(2)	返還開始年月	年 月	
	貸与額	月額 円 (総額 円)	
	貸与期間	年 月 日～ 年 月 日	
	返還 予定	月賦返還の場合	月賦額 円
		併用返還の場合	月賦額 円・半年賦額 円
返還開始年月	年 月		
自己PR	学生時 代に力 を注い だ事柄	学業、ゼミ、 留学等につ いて	
		部活動、サー クル活動、ア ルバイト、ボ ランティア活 動等につ いて	
	今後の 取組目 標及び 抱負	仕事につ いて	
		高知県の活 性化につ いて	
大学等の在学中に取得した資格等			
就職予定先へ の問い合わせ に関する同意	<input type="checkbox"/> 支援候補者の決定を受けるに当たり、支援候補者としての要件の具備の確認等のため、県から就職予定先に対して必要な情報の提供を求めることについて同意します。		

- 注 1 「在学中の大学等」欄は、在学中の大学等のほか、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」といいます。）から第一種学資金（無利息の学資金）の貸与を受けていた間に在学していた大学等についても記入し、それぞれに対応して「学資金の貸与状況等」欄を記入してください。
- 2 「卒業後の就職予定」の「就職予定先」欄は、該当するものについて記入し、その志望した理由について、「卒業後の就職予定」の「上記を志望した理由」欄に簡潔に記入してください。
- 3 「自己PR」欄は、それぞれの項目について簡潔に記入してください。
- 4 この申請書には、次に掲げる書類を添えてください（申請時に添付することができない場合は、後日に提出することができます。）。
- (1) 大学等の成績証明書（機構から第一種学資金（無利息の学資金）の貸与を受けていた間のもの及び卒業時の直近のものに限ります。）及び大学院の博士課程を修了した（単位取得退学を含みます。）場合は、その博士課程での直近の成績証明書
- (2) 機構が発行した貸与奨学金返還確認票の写し（機構から貸与を受けた第一種学資金（無利息の学資金）の総額及び機構が定めた返還想定月額を確認することができるものを含みます。）及び申請前から機構へ第一種学資金（無利息の学資金）を返還している場合は、その返還状況を証明することができる書類
- (3) 会社又は個人事業者への就職を予定している場合は内定通知書の写しその他県内において就職することを証明することができる書類、県内において自ら事業を開始しようとする場合はそのことを確認することができる書類
- 5 「就職予定先への問い合わせに関する同意」欄を確認の上、□内に△印を付けてください。

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



支援候補者資格承認決定通知書

年 月 日付けで申請がありました支援候補者の資格については、選考の結果、高知県産業人材定着支援基金条例第7条第1項の支援候補者としての決定をいたしましたので、高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第7条の規定により通知します。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



支援候補者資格不承認決定通知書

年 月 日付けで申請がありました支援候補者の資格については、選考の結果、高知県産業人材定着支援基金条例第7条第1項の支援候補者としての決定ができなかったため、高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第7条の規定により通知します。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

支援候補者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

就業開始報告書

県内において就業を開始しましたので、高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第8条の規定により次のとおり関係書類を添えて報告します。

就業開始年月日	年 月 日		
就業 状況	会社に雇 用された 場合	社名	
		本社又は本店の所 在地	
		代表者の職・氏名	
		電話番号	
		社内 での 配属 状況	部署名
		所在地	
		電話番号	
個人事業 者に雇用 された場 合	個人事業 者に雇用 された場 合	屋号等	
		主たる事務所又は 事業所の所在地	
		事業者の氏名	
		電話番号	
		担当 業務 等	担当業務等
		就業場所	
		電話番号	
自ら事業 を開始し た場合	自ら事業 を開始し た場合	業種等	
		事業の概要	
		事務所又は事業所 の所在地	
		電話番号	

- 注 1 この報告書には、住民票の写し（市町村から交付されたものの原本）を添えてください。
2 この報告書は、県内において就業を開始した後（支援候補者として決定を受けたときに県内において就業をしている場合は、その決定を受けた後）1月以内に提出してください。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

支援候補者 住所
氏名
電話番号

学資金返還開始報告書

独立行政法人日本学生支援機構への学資金の返還を開始しましたので、高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第8条第1項の規定により次のとおり報告します。

貸与額	月額	円（総額	円）
貸与期間	年 月 日～ 年 月 日		
返還 月額 等	月賦返還の場合	月賦額	円
	併用返還の場合	月賦額	円・半年賦額
返還開始年月	年 月		
貸与額	月額	円（総額	円）
貸与期間	年 月 日～ 年 月 日		
返還 月額 等	月賦返還の場合	月賦額	円
	併用返還の場合	月賦額	円・半年賦額
返還開始年月	年 月		

- 注 1 独立行政法人日本学生支援機構から第一種学資金（無利息の学資金）の貸与を複数の学種において受けていた場合は、その学種ごとに記入してください。
2 この報告書は、学資金の返還を開始した後1月以内に提出してください。

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

支援候補者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス

現況報告書

高知県産業人材定着支援基金条例第8条第1項及び高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第9条の規定により、前年度における就業状況及び独立行政法人日本学生支援機構への学資金の返還状況について次のとおり報告します。

就業状況	1 前回の報告内容（就業開始報告書での報告内容）と変更ありません。		
	2 前回の報告内容（就業開始報告書での報告内容）から変更がありました。 (変更内容)		
学資金の返還状況	貸与額	月額 円（総額 円）	
	貸与期間	年 月 日～ 年 月 日	
	返還月額等	月賦返還の場合	月額 円
		併用返還の場合	月額 円・半年賦額 円
	学資金の返還期限猶予を受けた場合は、その期間	年 月 日～ 年 月 日	
	返還済額等（前年度末時点）	返還済額 円 返還未済額 円	
	貸与額	月額 円（総額 円）	
	貸与期間	年 月 日～ 年 月 日	
	返還月額等	月賦返還の場合	月額 円
		併用返還の場合	月額 円・半年賦額 円
学資金の返還期限猶予を受けた場合は、その期間	年 月 日～ 年 月 日		
返還済額等（前年度末時点）	返還済額 円 返還未済額 円		

- 注 1 「就業状況」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
2 前回の現況報告書の提出以降に別記第7号様式による変更等届出書を提出した場合は、「就業状況」の「(変更内容)」欄は、「提出済みの変更等届出書に記入したとおり」と記入して差し支えありません。
なお、今回の報告の際に変更がある場合は、同時に別記第7号様式による変更等届出書を提出してください。
3 「学資金の返還状況」欄は、独立行政法人日本学生支援機構から第一種学資金（無利息の学資金）の貸与を複数の学種において受けていた場合は、その学種ごとに記入してください。
4 この報告書は、毎年度の4月末日までに、前年度の状況について提出してください。

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

支援候補者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス

変更等届出書

高知県産業人材定着支援基金条例第8条第2項並びに高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第10条第1項及び第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更等事項	1 氏名を変更した。	
	2 住所を変更した。	
変更等事項	3 病気その他の理由により1月以上継続して休職した。	
	4 産前産後の休業を取得することにした。	
	5 育児休業を取得することにした。	
	6 離職した。	
	7 独立行政法人日本学生支援機構から学資金の返還を猶予された。	
	8 独立行政法人日本学生支援機構から学資金の返還の猶予を取り消された。	
	9 独立行政法人日本学生支援機構から学資金の返還を免除された。	
	10 就業開始報告書又は現況報告書で報告した就業状況について変更があった。	
	11 学資金返還開始報告書又は現況報告書で報告した独立行政法人日本学生支援機構への学資金の返還状況について変更があった。	
	事実発生日	年 月 日
	変更内容等	

- 注 1 「変更等事項」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
2 「変更内容等」欄は、変更前及び変更後の内容、当該事実が生じた理由、休業の予定期間等について詳しく記入してください。
3 この届出書の提出に当たっては、届出の内容に応じて、住民票の写し（市町村から交付されたものの原本）その他届出の事実を確認することができる書類の添付を求められることがあります。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

支援候補者 住所
氏名 ㊟
電話番号

支援金交付辞退届

下記の理由により支援金の交付を辞退しますので、高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第10条第3項の規定により届け出ます。

記

辞退の理由

第9号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 ㊟

支援候補者資格取消し通知書

高知県産業人材定着支援基金条例第9条第1項の規定に基づき下記の理由により支援候補者の資格を取り消しましたので、高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第11条の規定により通知します。

記

取消し理由

第10号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事

様

支援候補者 住所
氏名
電話番号

㊞

支援金交付申請書兼請求書

高知県産業人材定着支援基金条例第10条第1項の規定により支援金の交付を受けたいので、同条第3項及び高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第12条の規定により次のとおり申請します。

申請の区分	1回目（4年経過時点） ・ 2回目（8年経過時点）	
申請額	円（月額 円× 月分）	
支援金の振込先	金融機関名及び支店名	
	預金種別及び口座番号	普通 ・ 当座
	フリガナ	
	口座名義	
就業実績	会社に雇用されている場合	社名
		本社又は本店の所在地
		代表者の職・氏名
		電話番号
	就業経歴（配属先、担当業務等）	
個人事業者に雇用されている場合	屋号等	
	主たる事務所又は事業所の所在地	
	事業者の氏名	
	電話番号	
自ら事業を営んでいる場合	業種等	
	事業の概要	
	事務所又は事業所の所在地	
	電話番号	
産前産後休業又は育児休業を取得した場合は、その期間	産前産後 ・ 育児	年 月 日～ 年 月 日

	病気その他の理由により1月以上継続して休職した場合は、その理由及び期間	理由（ 期間（ 年 月 日～ 年 月 日）	
学資金の返還実績	貸与額	月額 円（総額 円）	
	貸与期間	年 月 日～ 年 月 日	
	返還月額等	月賦返還の場合	月賦額 円
		併用返還の場合	月賦額 円・半年賦額 円
	学資金の返還期限猶予を受けた場合は、その期間	年 月 日～ 年 月 日	
	返還済額等（就業期間が4年又は8年に達した日時点）	返還済額 円 返還未済額 円	
貸与額	月額 円（総額 円）		
貸与期間	年 月 日～ 年 月 日		
返還月額等	月賦返還の場合	月賦額 円	
	併用返還の場合	月賦額 円・半年賦額 円	
学資金の返還期限猶予を受けた場合は、その期間	年 月 日～ 年 月 日		
返還済額等（就業期間が4年又は8年に達した日時点）	返還済額 円 返還未済額 円		
※交付決定額	円（月額 円× 月分）		

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 産前産後の休業をした期間及び育児休業をした期間については、就業期間に含まれますが、病気その他の理由により1月以上継続して休職した期間及び独立行政法人日本学生支援機構から学資金の返還期限猶予を受けた期間については、就業期間には含まれません。
 3 「学資金の返還実績」欄は、独立行政法人日本学生支援機構から第一種学資金（無利息の学資金）の貸与を複数の学種において受けていた場合は、その学種ごとに記入してください。
 4 この申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添えてください。
 (1) 独立行政法人日本学生支援機構への学資金の返還状況を証明することができる書類
 (2) 会社等に雇用されている場合は、会社等が作成した別紙による在職証明書
 (3) 自ら事業を営んでいる場合は、事業を開始した年度（前回の申請時に提出した年度のものの次年度）から前年度までの確定申告書の控えの写し
 5 この申請書兼請求書は、就業期間が4年又は8年に達した日から3月以内に提出してください。

別紙

在職証明書

支援候補者	住所	
	ふりがな 氏名	
	生年月日	年 月 日
雇用状況	採用年月日	年 月 日
	就業経歴（配属先、担当業務等）	
	休業、休職等があった場合は、その期間等	種別（ ） 理由（ ） 期間（ 年 月 日～ 年 月 日）
記入担当者	部署名	
	役職名	
	氏名	
	電話番号	

上記の者（支援候補者）は、正規雇用の者であり、記載内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地
 名称
 代表者の職・氏名
 電話番号

Ⓜ

- 注 1 正規雇用とは、雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態をいいます。
- 2 この在職証明書では、支援候補者の支援金の交付の申請に係る就業期間内について証明をしてください。

第11号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました支援金の交付については、高知県産業人材定着支援基金条例第10条第1項の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第13条の規定により通知します。

記

- 1 交付する支援金の額
円
- 2 支援金を交付する年月日
年 月 日

第12号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事

印

支援金交付決定取消し通知書

高知県産業人材定着支援基金条例第11条の規定に基づき下記のとおり支援金の交付を取り消しましたので、高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第14条の規定により通知します。

なお、既に交付を受けた支援金については、同条例第12条第1項の規定によりその全額を県に返還しなければなりません。

記

1 支援金の交付を取り消した理由

2 支援金を交付した年月日
年 月 日3 返還が必要な支援金の額（既に交付した支援金の額）
円4 支援金の返還期日
年 月 日

第13号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

被交付者 住所

氏名

電話番号

印

支援金返還猶予承認申請書

高知県産業人材定着支援基金条例第12条第1項の規定に基づき下記のとおり支援金の返還の猶予を受けたいので、高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第15条第1項の規定により申請します。

記

1 支援金の交付を受けた年月日
年 月 日2 交付を受けた支援金の額
円3 通知を受けた支援金の返還期日
年 月 日4 希望する猶予後の支援金の返還期日
年 月 日

5 支援金の返還の猶予を申請する理由

注 1 支援金の返還を猶予することができる期間は、この申請書が受理された日から3年を超えることはできません。
2 この申請書は、支援金の交付の取消しの通知を受けた日から10日以内に提出してください。

第14号様式（第15条関係）第 号
年 月 日

様

高知県知事



支援金返還猶予承認通知書

年 月 日付けで申請がありました支援金の返還の猶予については、高知県産業人材定着支援基金条例第12条第1項の規定に基づき下記のとおり承認しましたので、高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 返還が必要な支援金の額
円
- 2 通知している支援金の返還期日
年 月 日
- 3 猶予後の支援金の返還期日
年 月 日

第15号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

被交付者 住所
氏名
電話番号

支援金返還分割納付承認申請書

高知県産業人材定着支援基金条例第12条第2項の規定に基づき下記のとおり支援金の返還の分割納付をしたいので、高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第16条第1項の規定により申請します。

記

- 1 支援金の交付を受けた年月日
年 月 日
- 2 交付を受けた支援金の額
円
- 3 猶予後の支援金の返還期日
年 月 日
- 4 支援金の返還の分割納付をする予定回数
回
- 5 支援金の返還の分割納付を申請する理由

注 1 支援金の返還の分割納付は、支援金の返還を猶予された期間内に、半年賦の均等払方式によりしなければなりません。ただし、繰上返還をすることはできません。
2 この申請書は、支援金の返還の猶予が承認された通知を受けた日から10日以内に提出してください。

第16号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事

印

支援金返還分割納付承認通知書

年 月 日付けで申請がありました支援金の返還の分割納付については、高知県産業人材定着支援基金条例第12条第2項の規定に基づき下記のとおり承認しましたので、高知県産業人材定着支援基金条例施行規則第16条第2項の規定により通知します。

記

1 返還が必要な支援金の額
円

2 猶予後の支援金の返還期日
年 月 日

3 支援金の返還の分割納付の方法

納付額	納付期限
円	年 月 日
円	年 月 日
円	年 月 日
円	年 月 日
円	年 月 日
円	年 月 日

告 示

高知県告示第5号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成29年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
---------	-----	-------	---------

高知整形・脳外 科病院	高知市上町四丁目7 番20号	平29・1・ 31	平32・1・ 31
----------------	-------------------	--------------	--------------

高知県告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成29年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
さが薬局	幡多郡黒潮町佐賀 701-2	育成医療及び 更生医療		平成 28年 12月 1日

高知県告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

平成29年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	業務の廃止

医療機関の名称	医療機関の所在地	立支援医療の種類	係がある診療科において担当する医療の種類	の廃止年月日
岩本薬局	室戸市室津2648番地2	育成医療及び更生医療		平成28年11月1日

高知県告示第8号

平成28年11月高知県告示第629号（地籍調査の事業計画の一部変更）で一部変更した、同年5月高知県告示第295号（地籍調査の事業計画の定め）で告示した平成28年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	安芸市	安芸市伊尾木、舞川及び古井の各一部	平成28年度中
変更後		安芸市伊尾木、舞川、古井及び赤野の各一部	
変更前	香美市	香美市土佐山田町西又、香北町有瀬、香北町谷相、物部町大柄、物部町柳瀬、物部町押谷及び物部町安丸の各一部並びに香北町東山	〃
変更後		香美市土佐山田町西又、土佐山田町西後入、香北町有瀬、香北町谷相、香北町中谷、香北町横谷、物部町大柄、物部町柳瀬、物部町押谷及び物部町安丸の各一部並びに香北町東山	
変更前	本山町	長岡郡本山町北山の一部	〃

変更後	長岡郡本山町北山及び上関の各一部
-----	------------------

高知県告示第9号

土佐清水市有永の一部地区、四万十市竹島の一部地区、香美市香北町川ノ内、香北町横谷、物部町大柄及び物部町柳瀬の各一部地区、本山町北山及び本山の各一部地区並びに越知町片岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 土佐清水市
- (2) 四万十市
- (3) 香美市
- (4) 本山町
- (5) 越知町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 土佐清水市有永の一部
平成26年度及び平成27年度
- (2) 四万十市竹島の一部
平成25年度から平成27年度まで
- (3) 香美市香北町川ノ内、香北町横谷、物部町大柄及び物部町柳瀬の各一部
平成26年度及び平成27年度
- (4) 長岡郡本山町北山及び本山の各一部
平成26年度及び平成27年度
- (5) 高岡郡越知町片岡の一部
平成23年度及び平成24年度

3 成果の名称

- (1) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
- (2) 四万十市地籍図及び地籍簿
- (3) 香美市地籍図及び地籍簿
- (4) 本山町地籍図及び地籍簿
- (5) 越知町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成29年1月10日

高知県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年1月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知北環状
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市高須砂地177番9から 高知市高須字長場江 塩田南ノ丸337番3 まで	前	31.7 }	579
	後	34.7 }	
		93.9	579

高知県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年1月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知北環状
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市高須砂地177番9から 高知市高須字長場江塩田南 ノ丸337番3まで	579	平成29年1月11日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年12月26日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月26日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人				
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された 目的	
平成28 年8月 10日	変 更 前	特定非 営利活 動法人 日高わ のわ会	濱田 善 久	高岡郡 日高村 沖名3 -2	この法人は、高齢者、子育て中の父母、子どもたち、障害者（知的・精神・身体障害者、難病）、ボランティアに対して、①喫茶わのわの運営②行政からの受託事業③障害者自立支援法に規定する障害者支援施設、障害福祉サービス事業、相談支援事業、地域活動支援センターを運営する事業④コミュニティー産業の開発とインフォーマルサービスの提供⑤地域や家庭における子育て支援とネットワークづくり⑥住民主体のまちづくりを目指した人材育成とネットワークづくり等を行い、住民自ら自分たちの暮らしの中で起こってくる社会的な課題を自分たちで、解決していくためのコミュニティー産業を開発、展開し住民の就労の場を提供

変
更
後

〃

〃

〃

すると共に、年齢や障害に関係なく社会参加できるノーマライゼーションの実現を目指すことを目的とする。

この法人は、高齢者、子育て中の父母、子どもたち、障害者（知的・精神・身体障害者、難病）、ボランティアに対して、①喫茶わのわの運営②行政からの受託事業③障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、障害福祉サービス事業、相談支援事業④コミュニティー産業の開発とインフォーマルサービスの提供⑤地域や家庭における子育て支援とネットワークづくり⑥住民主体のまちづくりを目指した人材育成とネットワークづくり等を行い、住民自ら自分たちの暮らしの中で起こってくる社会的な課題を自分たちで、解決していくためのコミュニティー産業を開発、展開し住民の就労の場を提供すると共に、年齢や障害に関係なく社会参加できるノーマライゼーションの実現を目指すことを目的とする。

マライゼーションの実現を目指すことを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成29年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成28年8月25日 28高都計第250号	南国市稲生字ミサビ 2544番地1	南国市稲生2419番 地 山本 直人、山本 美佳